

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【28】」

2. 日時：令和4年2月22日(火) 11時10分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

畠山審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長※、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保守管理グループ チーフマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請(火災感知器増設)に係る確認事項

2月18日のヒアリング資料としてホームページ掲載済みの以下の資料についても使用

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子炉規制庁の岩野です。それでは大飯発電所第 34 号、第 3 号機及び第 4 号機の設計及び火災感知器増設に係る設計及び工事の計画の認可申請に関するヒアリングを始めたいと思います。
0:00:18	それではまず、関西電力の方から、屋外のエリアについての火災の、火災感知器の設計について、説明していただけますでしょうか。
0:00:34	はい。関西電力原子力事業本部熊倉です。屋外の
0:00:40	火災感知器の設計について説明させていただきます。資料はですね前回提出させていただきました資料 1、
0:00:48	添付 1、スライドパワーポイントのスライドの方を使って説明させていただきたいと思っておりますが、お手元ご用意ありますでしょうか。
0:01:02	規制庁の今野です。
0:01:04	衛藤では、汗用意できておりますので、説明をお願いします。
0:01:09	はい、ありがとうございます。関西電力原子力事業本部、熊倉です。添付 1 の見方 0 ページご覧ください。
0:01:19	こちらのページなんですけれども、火災防護審査基準における要求事項の整理ということで、浅井感知器の設定にあたって、その火災防護審査基準に記載があります要求事項、
0:01:31	整理したものになります。この整理に基づいて、火災感知器を設計していくんですけれども、こちらの整理につきましては、これまでお示しさせていただいたものから変更というのはございません。
0:01:45	続きまして、ページ右肩 10 ページをお願いします。
0:01:50	こちらのページにつきましては、屋外エリアの火災感知器の設定ということで、屋外エリアに設置する火災感知器の選定を一つの表としておまとめしてございます。
0:02:03	こちらにつきましては基準適合性とその関連項目、現場施工性というのを考慮して、どういう、どのような感知器を選定するかということに記載した表になってございます。
0:02:15	屋外エリアですね消防法施行規則、同 2 で、消防法施行規則を適用して設置するというのが、適切でないというふうに、
0:02:26	整理をしてございまして、
0:02:29	その評価の結果としましては、熱感知方式につきましては、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、光ファイバーケーブル、
0:02:39	作動分布型の熱感知器、
0:02:42	煙感知器、煙感知方式につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	失礼しました。感知方式については、アナログ式でないこの感知器、こちらを
0:02:54	選定することが可能というふうに考えてございます。
0:02:57	東いずれにおきましても、熱が滞留する場所であったりとか、施工可能な場所である。
0:03:04	といったそういうような条件つきで選定可能というふうに整理してございます。
0:03:08	これらの環境条件及び現場施工性を考慮しまして、①海水ポンプエリアにつきましては、
0:03:16	アナログ式の熱感知器とアナログ式でないこの感知器、
0:03:20	②の空冷式非常用発電装置エリアにつきましては、熱タームカメラとアナログ式でない炎感知器後を選定することとしてございます。
0:03:29	めくっていただいて右肩 11 ページ、お願いいたします。こちらにつきましては、屋外エリアの火災感知器の設置方法ということで、海水ポンプエリアにつけ、
0:03:40	海水ポンプエリアにおける火災感知器の設置方法を示してございます。
0:03:45	中ほど、黒枠で囲ってございますけれども、こちらの方に具体的な火災感知器の設置図を、
0:03:52	お示してございます。
0:03:55	先ほど選定した 1 種類目のアナログ式でない炎感知器、こちら防水型でございますけれども、屋外の火災区画に含まれるエリアでありますので、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象外。
0:04:08	となりますので、火災防護審査基準 2 ポツ 2 ポツ 1 の(1)②に定められた方法により、火災感知器を設置することは適切でないというふうに考えてございます。
0:04:19	西海選定しましたロープ式の熱感知器、こちら没水型でございますが、こちらにつきましても同様の理由で、
0:04:27	火災感知器を設置することは適切でないというふうに考えてございます。以上のことから、1 種類目及び 2 種類の火災感知器について保安水準を適用するということを考えてございます。
0:04:38	めくっていただいて右肩 12 ページをお願いします。
0:04:43	まず、保安水準①として、同等水準で感知できるよう設置することが可能かどうかということを検討いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	その結果としまして、アナログ式でないこの乾式、こちらにつきましては、消防法施行規則通りに設置した場合と同等水準で管理することができるように、
0:05:01	消防法施行規則第 23 条第 4 項、第 7-5 号ハに準じて、資格がないように波源なり得る油内包機器である海水ポンプに対して設置する設計としてございます。
0:05:15	なお 2 種類目に菅西梅野、アナログ式、アナログ式の熱感知器につきましては、消防法施行規則通りに設置した場合と同等水準で監視できるような方法であったり、設置箇所というのが、エリア内にございませんので、
0:05:30	保安水準①を満足するよう、
0:05:32	火災感知器を設置することは困難と、そのように考えてございます。
0:05:37	そのため、保安水準②こちらは対象エリアで発生する火災を早期感知する。
0:05:44	失礼しました火災区域または火災区画において、
0:05:47	火災の影響を限定できるように、対象エリアで発生する火災を早期に感知することと。
0:05:53	これを満足するように、設計を検討したところ、
0:05:57	火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定できるよう、8ヶ月なり得る油内包機器である海水ポンプに対して設置する設計としてございます。
0:06:07	し、設計の詳細につきましては補足説明資料 3-7 の方に記載してございます。
0:06:14	続きまして右肩 13 ページをお願いします。
0:06:18	こちらは、空冷式非常用発電装置エリアにおける火災感知器の設置方法をお示ししてございます。
0:06:24	先ほど同様に、枠囲みの中に、具体的な設置図を記載してございます。
0:06:31	選定しました 1 種類目のアナログ式でない感知器、こちらにつきまして、
0:06:36	消防法施行規則、
0:06:38	第 23 条第 4 項の適用対象外と考えてございますので、小火災防護審査基準に定められた方向により、火災感知器を設置することは適切でないと考えてございます。
0:06:50	2 種類目の熱のカメラにつきましても同様に考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:55	そのため、こちらはこちらにつきましても、1種類目及び2点目の火災感知器について保安水準の適用というのを考えてございます。
0:07:04	めくっていただきまして14ページお願いいたします。
0:07:09	排水ポンプエリアと同様に、まず保安水準①を適用することが可能かどうかというのを検討いたしました。
0:07:18	アナログ式の熱感知器については、火災発生時に熱が滞留したり、継続的に交流する場所。
0:07:25	というのが必要なのですが、その特定というのが困難でございます。また、ねじサーモカメラ及びアナログ式でないこの感知器、こちらの網羅性を確保する場合には、
0:07:36	空冷式非常用発電装置の背後の斜面にも、高齢課題によって耐震性を確保して設置する必要があり、ケーブルは背面道路を埋設して、横断させる必要があるため、施工の難易度が高いと考えてございます。
0:07:50	そのため、保安水準015満足する火災感知器を設置することは、両方とも困難と考えてございます。
0:07:58	これを踏まえて、保安水準②を満足する。
0:08:02	設置の方が可能かどうかということを検討した結果、ネットカメラ及びアナログ式でないこの感知器を火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定できるように、
0:08:13	8ヶ月なり得る油内包機器である、EDGに対して設置する設計としてございます。
0:08:19	詳細につきましては、補足説明資料3-8に記載してございます。
0:08:24	屋外エリアの火災感知器の設計については以上となります。
0:08:33	規制庁の岩野です。それでは、
0:08:37	事前にお渡ししています、確認事項のリスト、こちらの順番で幾つかお聞きしたいんですけども。すいません規制庁の岩野です。
0:08:48	まずナンバー1のところをお願いします。屋外のところの話なんですけど、火災の感知だけでなく発生とか消火、営業軽減っていうところも含めての話なんですけども。
0:09:04	屋外の火災防護対象設備というのをどのように防護する方針なのかっていうのを確認したいと思います。
0:09:11	屋外の火災防護対象設備についてはその新基準の審査の時には、その屋内の火災防護対象数、屋外の火災防護対策と同じように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:22	火災防護審査基準通りの設計をするというふうに説明をしていたんでしょうか、それとも異なる説明をしていたのかまずそこちょっと確認をさせていただければと思います。
0:09:48	はい、関西電力現職事業本部牛島でございます。ただいま土肥のありました点についてお答えいたします。発生防止、感知消火影響軽減についてですね
0:10:01	再稼働審査の時はどうであったかといったご質問であると理解しております。ちょっと資料としてはですね、以前、広報室線量の時にですね、その当時の、⑤番⑥番⑨番⑩番で対比したような整理表というものをちょっとお出ししておりませんので、ちょっとそれに基づいた説明ができませんが、
0:10:21	ちょっと考え方として、口頭で恐縮ですがご説明いたします。発生防止につきましては変更等ございません。まず基本的な考え方として、変更は審査の当時から変更はございませんで、しょうか。
0:10:37	寒中のところは今回ご審査いただいているところになりますのでちょっと後にさせていただきます、消火という観点につきましてはですね、再稼働の審査の時にしても、
0:10:49	この屋外については消火困難例とされないという内容でもってですね、消火対応について確認いただいて審査いただいていると。その内容から、今回変更はございません。
0:11:03	あと火災の影響軽減対策につきましても、海水ポンプ、相互間のですね、系統分離について、1時間の隔壁であったり、自動消火で自動消火のための感知器。
0:11:16	といったものを再稼働の審査の時にご確認いただいております。それらにつきましても今回の審査においてですね、バックフィットの審査で変更となるかというところに変更はございません。
0:11:29	で、最後に換地のところに戻ります感知のところにつきましてはですね、今回以前、従前であればですね異なる感知器をつけると。
0:11:39	ということにつきまして、炎感知器等、今回のご説明してる中身にも繋がるのですが、この感知器と、あと海水ポンプのですね、油の滞留というか、
0:11:54	燃える箇所が特定できる箇所としてしてですね、海水ポンプの下部のところに油がたまると、というところにですね、熱感知器を設置するという内容をですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	再稼働の時にも審査いただいております。その中には今回、バックフィットを踏まえてですね、炎感知器と、この海水ポンプの下部のところに、
0:12:20	エアーに熱熱感知器を設置すると、こういった中身で、そこは変わっているものではございません。
0:12:28	以上でございますが、あと多分この後にご質問を受けると思うんですけども、この今回の審査に伴ってですね、感知の網羅性という観点で、
0:12:41	火災元をしっかりと感知するんだということをより明確化するという意味合いで、海水ポンプの周辺のところですね、火災区画ろうという形で設定して、それを明確化させていただいてると。
0:12:55	いうのは今回し、新たに区画ということでは制定しておりますが、これはあくまで明確化という意味合いで設定したものでございます。以上です。
0:13:11	規制庁の今野です。すいません。もうちょっと深掘りして確認なんですけど、設計のプロセスとして、新基準の審査の時にですね、屋外と屋内を、
0:13:24	分けて何か対応していたのか、それとも屋外も屋内もどちらも同じよう、同じ設計プロセスで、石棺付の火災の、
0:13:34	野洲火災防護の設計をしていたのか、っていうところを回答いただけますでしょうか。
0:13:43	関西電力原子力事業本部牛島でございます。まず今のご質問の点にお答えいたしますと、屋内か屋外かということで、設計のプロセスが変わるや否やという観点ではですね。
0:13:56	今回のバックフィットでもって確認いただいているというところでございまして、再稼働の時ですね、それぞれの火災区画について、
0:14:06	どういった異なる感知器の組み合わせで対応ができるかということを補足説明等でですね、お示したり、海水ポンプのエリアについては今のような感知器の組み合わせになるということをお示してございますが、
0:14:20	先ほどのご質問にありますように、屋内か屋外かというところで分けて、議論をさせていただいたりといったところではございませんでした。
0:14:30	今回バックフィットの要求を踏まえて障防法通りに施工、設置できるかといった観点で、設計プロセスをご確認いただいておりますので、その中で、今詳細に、
0:14:44	ここの設置が適切であるかということをご確認いただいていると、そのような認識でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:54	はい、規制庁の岩根少々お待ちください。
0:15:22	はい。規制庁の岩野です。お待たせしました。今説明いただいたのは、火災の感知のところ、感知の数に関する設計のところについて、
0:15:33	回答をいただいているのでしょうか。今私がお聞きしてたのは、火災の発生防止とか消火とか影響軽減全体を含めた、
0:15:45	全体の設計に関してお聞きしていたんですけれども、
0:15:51	すいません、回答をお願いします。
0:15:54	監査委員現職事業本部牛島でございます先ほどまず一通り発生防止から、換気、感知を少し後にした形でしょうか。そして火災の影響軽減についての考え方につきましては一通り口頭ではございますが、
0:16:10	御説明、再稼働当時このように考えてましたということをご説明申し上げたところでございます。その上で、感知について、今回、そういったところを深掘りして見ていただいているという説明をいたしましたので。
0:16:25	今、岩野様をご確認された、屋内か屋外かというところで、深掘りしてるかというところにつきまして先ほどの私の回答は感知のところでお答えしましたが、
0:16:38	消火というところが消火困難とならないというようなことを確認を再稼働審査の時に確認いただいておりますが、その時は当然のことながら屋外なので、消火困難とならないというキーワードも含めてご確認いただいております。
0:16:55	その時は屋内か屋外かということは、そその確認の中ではやりとりはさせていただいております。
0:17:03	以上でございます。
0:17:13	すいません規制庁の岩野今野です。少々お待ちください。
0:18:59	すいません規制庁の今田です。お待たせしました。ちょっとすいません聞き、
0:19:03	聞く内容。そうですね。ちょっとすいません。もう一度ちょっと置き方を確認、変えたいと思いますが。
0:19:11	新基準の審査の時に、屋外については屋内の火災防護対策と同じように火災防護審査基準通りに設計していたのでしょうか。
0:19:22	すみませんちょっとこのところ念のため、各、もう一度確認をさせてください。
0:19:31	はい。関西電力吉澤でございます。新規制基準の時は屋内、屋外ありますけれども、こちらと同じ設計プロセスで設計をしております。
0:19:44	今回、議論の対象となっている火災の感知と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:49	いう部分でいうと、屋内も屋外も、どちらも火災防護対象機器等、或いは火災元に対して感知器を設置すると。
0:20:00	ということで、審査を受けて、今に至っているという状況です。そのあとバックフィットの議論がありまして、具体的に言いますと、2018年。
0:20:13	平成30年ですけども、10月30日、公開会合で議論ありまして、今申しましたような感知器。
0:20:23	位の設計フローをとるか、事業者側から説明さしていただいて、感知器を設置していない部分については、可燃物管理を徹底するというのを説明させていただきました。
0:20:39	その時のNRA側からの見解ということで、可燃物管理を否定するものではないけども、
0:20:54	いや、今ですね、
0:20:58	屋内と屋外の感知器設計が新規制基準では同じだったんだけど、今回のバックフィットを踏まえて、ちょっと枝分かれしてきているというところの経緯を説明しております。
0:21:15	すみません規制庁の岩根です。ちょっと見ると押してなかったところが入ってしまったかもしれません。ちょっと説明を続けてお願いします。
0:21:25	あ、すみません。新規制基準時は、火災防護対象機器等または火災に対して感知器設置で設置しない部分については可燃物管理を徹底と、
0:21:38	ということで、統一した考えでやってきておりました。バックフィットの議論を、平成30年10月30日。
0:21:48	に公開会合で議論されてますけども、これに対して、可燃物管理を否定するものではないけども、建屋内、
0:21:59	屋内については、消防法施行規則通りに設置すればより早期が感知が可能になるんだから、安全性高まるでしょうということで、NR側の見解が示されております。
0:22:12	その時の議事録見ましたら、議事録の最後の部分にですね。
0:22:19	九州電力からですね、屋外に対しても同じように、消防法を適用して、設置が必要なのか要求するのかと。
0:22:31	いった質問を、がされておまして、その時の当時の葛西市長の大嶋市長が、これまでの審査の中で、
0:22:42	火災のハザードを見て感知器を設置しなくてもいいエリアというのが明確になっているんで、そこはこれまでの審査と変わらないということをおっしゃっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:56	ですんでこういった過去の経緯を踏まえてですね、屋外の感知器設計については、従来一括購入で審査いただいた内容と変更していないというところで、
0:23:09	今、設計をしているところでございます。
0:23:18	規制庁の今野です。少々お待ちください。
0:24:14	すみません規制庁の今野です。お待たせしました。今いただいた説明はこちらの理解しましたので、事業者意見交換での
0:24:26	やりとりも踏まえてちょっと引き続き確認をしたいと思います。
0:24:30	ちなみにちょっとこれに関して、ちょっと追加で確認なんですけどその屋外の火災防護対策について。
0:24:37	で、
0:24:39	火災防護計画で何か定めていたりだとか、関係してたりするっていうことはあるかどうかっていうところもちょっとあわせて、説明していただけますと幸い
0:25:00	関西の原子力事業本部クマクラでございます。火災防護計画の方にはですね、火災感知器の、
0:25:07	ことに関して記載している事項なんですけれども、屋外の火災感知器、故障のリスクが考えられますので、その対策として曜日を持つといったことを記載してございます。
0:25:20	以上です。
0:25:32	はい。規制庁の岩野です。承知しました。設計に関しては特に。
0:25:39	何か改善、書いてあるっていうわけではないっていうことですね。
0:25:45	すみませんちょっと念のため確認をお願いさせていただきます。
0:25:51	はい。関西電力原子力事業本部熊倉です。神経に関しましては特段記載はないというふうに認識してございます。以上です。はい、規制庁の米津ありがとうございます。1個目の項目は、ちょっとこの辺にさせていただければと思います。
0:26:06	すみません続きまして2個目のところなんですけど海水ポンプエリアについては、今回区画の火災区画の設定を変更したのかどうか分割の仕方を変えたのかどうかっていうところ、まず説明をお願いします。
0:26:24	一般債電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:26:28	今回ですね監視範囲というのを設定するにあたって、火災区画の中、失礼しました火災区域の中で、オカ再現が、
0:26:37	債権となり得る海水ポンプ周辺というところを、火災区画として、明確にするということで、設定してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	規制庁の岩根です。これまでの資料だと、火災区画の赤、赤線のところは、この、すみません、資料 1 の 12 図のところと言うところの、
0:27:03	ストレーナーのところとかも含めた全体にかかっていたように見えるんですけど今回、海水ポンプだけになってますよね。今回変えてきたというそういう利今回変更したっていうそういう理解でよろしいですか。それとも、
0:27:16	衛藤。
0:27:18	別の説明になるんでしょうかすみません説明、ちょっと確認をさせてください。
0:27:25	はい。監査委員の原子力事業本部クマクラでございます。ここ今回、
0:27:32	設定しに行くというものでございます。
0:27:37	はい。規制庁の岩根です。承知しました。今回このように、明日今回変更したということで承知しました。
0:27:45	そうするとすみませんちょっと念のためなんですけど、この感知器については、火災区域等消防法施行規則に準じて設置するっていうふうに設計する設置する設計とするっていうふうに、
0:27:57	書いてあるんですけどこれは火災防護審査基準通りではなくて、あくまで準じてってなってるところの理由をちょっとすみません説明してもらってもいいですか。
0:28:14	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:28:18	この感知器につきましては 8 下限となり得る油内包機器の、この海水ポンプモーターに対して、設置するんですけども、この今回伊勢。
0:28:29	荒谷荒谷というか、変更して設定します火災区画。
0:28:35	2、
0:28:36	朝日架空をねらって、火災区画の中のこの海水ポンプモーターをねらって、資格がないように設置するというので、
0:28:46	消防法施行規則通りではなくて消防法施行規則を、に準じて、を設置するというふうにしてございます。
0:28:58	はい。規制庁の岩野です。そうするとこの図の図では、各赤線の火災区画内を網羅している網羅する、しているように見えるけれども、
0:29:10	その赤線の区画内をもうら一しているわけではなくってあくまで河西元が葛西元であるモータ部分が、
0:29:18	四角なく見えるようにしているだけで、その区画内のいわゆる床面みたいなところは網羅して、
0:29:27	監視されるような設計にはなっていないというそういう説明でしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:36	一貫性ある原子力事業法クマクラです。ご認識の通りでして、あくまでも監査農家債権は元になり得る海水ポンプをねらって設置する設計としてございます。
0:29:48	はい、規制庁のようですね承知しました。
0:29:51	そうするとすいませんちょっと次の確認なんですけど。
0:29:55	今、赤枠で困ってもらった海路ポンプ以外のところの、例えばストレーナーがあるようなところとかの、火災区画の分割の仕方みたいなのはどうなってるんでしょうか。ここには、今火災区画が設定されていないように見えるんですけど。
0:30:09	そういう認識でよろしいでしょうか。
0:30:16	関西への原子力事業本部クマクラでございます。
0:30:19	ご認識の通りでして、火災区画の設定としては、海水ポンプ、
0:30:24	のところを設定してございます。なので、それ以外のところにつきましては、設定していない整理です。
0:30:32	補足になりますけれども、建屋内、既設建屋、
0:30:38	2 施設建屋内の階段室等につきましても同様の整理としてございまして、
0:30:45	今回につきましても、海水ポンプのところも同じような整理としてございます。
0:30:53	モリヤ。
0:31:05	すいません。
0:31:09	すいません規制庁、規制庁のように、一つお待ちください。
0:31:53	はい。すいません規制庁の今野です。小侯しました。
0:31:55	この加瀬江藤ストレーナーがあるようなところについては火災区画には設定していないけれども、火災区域ではあるので、火災防護対策がなされるものと思っています。
0:32:09	ストレーナーがあるようなところとかあと逆にその図で言うところの下が海水ポンプの下側のところですね、そういったところの火災防護対策っていうのは、
0:32:20	どのようにされるのかってところを説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:32:43	関西での原子力事業本部クマクラでございます。
0:32:46	今ご指摘のありましたストレーナー等が設置されている箇所につきましては、8%減となるものがなくてですね、またストレーナー自体も金属筐体、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:59	ですので、そういった波源がないので、火災が発生する可能性は著しく低いと考えてございますので、
0:33:07	このような整理としてございます。
0:33:09	なお考え方につきましては、一括購入再稼働の時の設工認ですけれども、こちら、
0:33:17	ご説明させていただいていた考え方から、変更となるものではないということをごちよつと補足させていただきます。
0:33:26	以上です。
0:33:51	すいません規制庁の今野です少々お待ちください。
0:37:07	はい、すいません規制庁の米津お待たせしました。先ほどの説明の中で、当間階段室と同じ説明ですと0のところは階段室と同じ説明ですっていうふうな話があったんですけど、階段室にはそもそも火災防護上重要な機器がないということで、
0:37:23	階段室とは同じ整理にはならないと思ってるんですね。
0:37:28	また我々としてはそのSDと燃取用水ピットとかそういったところは、火災感知器を設置しないとして、許可の天端にも書いてありますけど、
0:37:38	そこについてはもう火災が発生、そうですねしないので、
0:37:47	そこについては特段の対策をしないっていうふうな説明が、これまでされていると思っていてそれと同じような整理になるのではないかなと思っているんですね。
0:38:01	関西電力のちよつと受けとめをし、
0:38:04	今の説明に対しての関西電力の受けとめをせ、教えてもらえますでしょうか。
0:38:17	関西電力吉澤でございます。ストレナーとか、その辺りは先ほど熊倉が説明したように、金属筐体で覆われておりまして、屋内で言いますと配管等々、
0:38:32	同じ位置付けというところで、火災が発生しても、機能への影響がないという整理で、感知器の設置は不要ということで、判断しております。
0:38:55	加えましてすみません関西電力原子力事業本部からウシジマでございます。今おっしゃられている点はですね、おっしゃっている点は、もし、燃料ピットとかそういったところの例になぞらえて、
0:39:09	設置許可の原発ではこういう宣言をしているよねというところに、お話をされているものと先ほど来、聞いておりますんで、そのお話になって参りますとそもそものこの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:22	許認可の入口で設工認ですね、私どもがこの設計内容で、配置設計をしっかりとご説明して、その内容はですね基本設計方針等に反映する形で、
0:39:36	しっかりと対応させていただきますということでもってこの設工認でスタートしているというのがまず入口でございます。なぜかと申しますと、設置許可の原発のところの記載事項をですね、何か変えるとか変えないとか、
0:39:51	いう話になる場合においてもですねそれは設置許可のお作法として、許可の変更本文事項ではないので許可の変更には当たらないというやりとりをですね。
0:40:01	この審査に、申請をする前の段階から、総会、私は説明させていただいております。その上で、何がしか
0:40:12	変更事項伴うものがあるれば、基本設計方針とかそういったところにしっかりと書かせていただくような形でもってですね、この設工認というところで、詳細設計をご確認いただくと。
0:40:25	こういった流れで今この審査を進めてきた次第でございます。
0:40:30	加えまして、基本設計方針という話を今私が持ち出しましたので、今資料1の中ですね、27ページをちょっとご覧いただきたいんですけども。
0:40:42	27ページに、26ページからですね、第2章個別項目で、火災防護設備の基本設計方針というところが展開されてまして。
0:40:53	最初火災区域区画の設定というところが26ページから記載されてございます。27ページのところでですねちょっとこれ赤字になってなくて、恐縮なんですけれども、27ページの中段のところ、
0:41:08	火災区画はというところで、当区域を分割して設定するとした上で、屋外の火災区域において、火災防護対策は10必要な重要な機器。
0:41:20	重大事故対処施設が設置されている範囲を火災区画に設定するということですね今回の海水ポンプにつきまして、このような考え方も用いまして、区画に設定するとかですね。
0:41:33	そういったことは、基本設計方針の方に書かせていただいております。そういったところで今回のですね、去年からの手続きの中で、この屋外の扱い、これは従前の、
0:41:46	先ほどのところから変わっているものではないんですけども、区画として明確化させていただいて、そこをしっかりと、案件としてねらって監視すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:57	いったことを、法案水準として適用していると、そのような考え方でございます。以上補足でございます。
0:42:45	すいません。規制庁の岩野です。今の説明からすると、この火災区画の設定っていうのは
0:42:56	ここに書いてある通りですけど、火災防護重要な機器等に、等とか重大事故対策設備が設置される範囲に応じて火災区画を設定するってことになってるので階段室とかの階段室の整理とは違うっていうふうに理解をしました。
0:43:11	それでよろしいですね。
0:43:20	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃるように階段室は火災防護上重要な機器、或いはSA機器はどちらも無いという、一方、今回のこの屋外、
0:43:32	の海水ポンプエリア、ストレナーの部分でいうと、火災防護上重要な基地はあるけども、火災の影響を受けないんで、火災防護対策。
0:43:44	は必要ではないということで、整理は、違うと。ただどちらも、区画設定はしていないという、そういう状況です。
0:44:08	すいません。規制庁の岩野です。今、奥川委員だけの話と、
0:44:13	いうふうに理解してよろしいですね。
0:44:19	関西電力吉田でございます。その通りで、屋外に限った話でございます。
0:44:57	ちょっとすいません進めますね。すいません。規制庁の今野です。ここについては、
0:45:05	すいません。少々お待ちください。
0:45:10	すみません規制庁の西。
0:45:14	すいません規制庁の西内ですけど、ちょっと今話を聞いていって、
0:45:20	若干なんかすれ違っているかなという感じがしていて、ちょっとよければ次回以降ヒアリング資料として明確にちょっと文章で出して欲しいんですけど、今のお話を聞いていて、私が理解したのは、
0:45:32	屋内のいわゆる会談しごめんなさい。私が理解したのは
0:45:37	いわゆる火災区域には設定していて、ただ区画には設定していない白抜みみたいな。
0:45:43	そういうエリアがまずありますと。
0:45:46	大きく3パターンなんかあるのかなと現状の情報だと理解をしていて、いわゆる屋内の階段室みたいなのが1パターン目と。
0:45:55	2パターン目は屋内で配管だけがあるようなエリア。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:59	要は守るべきものがあるけども、要は燃えないから大丈夫とかそういう理由で、白抜きにし、白抜きにしている特段の措置をしていないエリアが2パターン目。
0:46:10	あとは今回の屋外のパターンですよ。大きく3パターンがあるように感じたんですけど、その3パターンごとにどういう考えでどういう措置をしているのしかしていないのか、っていうのをちょっとまとめてもらった方が、まとめて明確に資料として出してもらった方が今後の話がお互いのヒアリングが進むのかなと思ったんですけど、お願いしてもいいですか。
0:46:55	安静電力原子力事業本部熊倉です。
0:46:58	今西井さんの方から、3パターンある。あと、そういった内容で、コメントをいただいたかと思うんですけども、当社の方で考えておりますのは、階段室というのは、非常にレアなケース。
0:47:13	だと考えておまして、基本的には建屋内につきましては、消防法施行規則通りに設置しにくいといった設計にしております。一方
0:47:23	屋外ですね今回議論になっているところというのが、今回議論になっているところですので、この屋内と屋外で、
0:47:32	2パターンなのかなと、そういうふうになら考えているんですけども、この辺、認識、後に認識。
0:47:42	一緒になりますでしょうか。
0:47:46	規制庁西内ですけど。
0:47:52	ちなみに今の回答は階段室レアパターンっておっしゃったんですけど、階段室はつけるっていうことなんですかね。
0:47:59	付けないけど、ただ、レアパターンだってなんか屋内っていう何か一つのグルーピングになるんじゃないかみたいなそういう話ですかね前者ですかね後者ですかね。
0:48:45	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。今の点なんですけど、屋内について、私どもの理解で申し上げたいと思います。屋内の中でですね、イランスにつきましては私どもは、
0:49:01	消防法施行規則で求められる感知器を1種類つけているという形でございます。そういった意味合いで、階段室については、皆様、審査をされる側の皆様がよくおっしゃるところの白抜と。
0:49:18	という意味合いのところに該当するのかなと思ってございます。
0:49:23	で、白抜きという言葉は借りればですね、設置許可の先ほど私がちょっと申し上げたところに関わりますが、設置許可のテンパ中でですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:34	換地級を設置するところ、ここは設置しなくてもいい、良いと考えると宣言して7ヶ所ですね、投資、主要済み燃料ピットで、ピットではなくって、
0:49:47	つまりですね、復水ピット、大飯の三、四号機でいけば復水ピットでありますとか、とですね、取りかえ高。
0:49:57	用水丹ピットですね、そういったところについては感知器を設置しない白抜きということで宣言してございますが、白抜きは白抜としてあるかと思っております。
0:50:08	で、今は先ほど申し上げられた点は、階段室は消防法で求められる感知器はつけているけれども、異なる感知器というあんた形で対応する箇所ではない。
0:50:21	徴求。
0:50:22	ごめんなさい。ごめんなさい。今ちょっと訂正してください。
0:50:28	長谷部の原子力事業本部クマクラでございます。
0:50:31	ちょっと今の一部のところをちょっと訂正させていただきたいんですけれども、資料2のですね、ページ番号61ページの、
0:50:42	個数整理表なんですけれどもこちらご確認いただけますでしょうか。
0:50:47	資料は手元にあるんですけど何ページを見ればいいですか。
0:50:53	はい。
0:50:54	関西での原子力事業本部クマクラです。61ページを確認いただけますでしょうか。
0:51:08	はい、続けてください。
0:51:11	ありがとうございます。
0:51:12	火災区域、根っことしまして階段B階段C階段F階段と記載してございますが、こちらについて
0:51:21	こちらが今までちょっと行っていました階段室というところでございます、こちらにですね記載の通り、
0:51:31	煙感知器と熱感知器であったりですか、
0:51:34	煙感知器熱感知器、この間式もつけてるところもございまして、異なる種類の感知器をつけているというのを、
0:51:42	というところで、ちょっと訂正させていただきます。
0:51:45	井戸です。
0:51:46	はい、規制庁ニシウチです大変明瞭に理解できましたそうすると先ほどおっしゃっていただいたように、いわゆる十分な保安炉規法に基づく、ちょっとお待ちいただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:01	はい。
0:52:20	すいません失礼しました。衛藤。
0:52:23	会談した部分について、ごめんなさい。先ほど、関西電力から説明いただいた2パターン、屋内と屋外っていうのがあると思いますっていうところで、
0:52:35	ちょっと私がサンパのための階段室っていうものを挙げたのは、いわゆる屋内屋外であっても、何ていうんですかね火災防護上重要な機器、守るべきものがあるエリア。
0:52:45	の白抜パターンと、ないエリアの白抜パターンで、また何かそっちの考え方が変わってきそうだなとちょっと思ったので3パターンを上げたんですよね。
0:52:54	ただいまの説明いただいた中で階段室は実際にはつけてますよいわゆる炉規法で求める2種類っていうものをちゃんとつけてますよっていうことは理解できたので、そういう意味で改めてちょっと白抜きのパターンを、
0:53:06	白抜きのパターンで、いわゆる炉規法で求めるに異なる2種類をつけてないエリア。
0:53:13	について、類型化していただいて、結果2パターン屋内屋外の2パターンではその2パターンでちょっと考え方を説明いただければと思いますし、
0:53:22	その整理の中で、類型化の整理の中で先ほど私が言ったような守るべきものがあるかないかっていう細分化をもしあるのであれば、そこは明確に分類化して説明をいただければなというのがお願いです。理解いただけますかね問題意識は。
0:53:46	関西連絡ウシジマでございます。先ほどすいませんちょっと確認が不足していた回答を申し上げて大変失礼をいたしました。今西内様がまとめておっしゃっていただいた点は理解いたしましたので、
0:53:58	松丸所、江藤小山内の中で、白抜きのを考慮主体をして、切り直すようなところはあるのかないのかということについては、再度ご説明できるように確認をして、いたします。以上でございます。
0:54:19	はい、すみません規制庁の今野です。承知しました。すいませんちょっと時間になってしましまして、
0:54:30	はい。すいません。関数まずちょっと関西電力の方から、ちょっとお昼休み時間になって恐縮なんですけどこのまま続け得ることができるのかどうかというご回答をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:44	関西電力牛島でございます大変皆様には申し訳ないのですが今しばらくおつき合いいただければと思いますよろしくお願いします。
0:54:52	はい、はいすいません規制庁の岩野です。小ありがとうございます承知しました。すいません守谷室長におかれてはいかがでしょう。
0:55:01	次、今の話題続けるのは差し支えないんですけどもこの後まだ家、呉理事の話とかもあるはずなんだけどもそこまで含めてこのまま一気にやっちゃうのかそれとも
0:55:17	この、
0:55:18	海水ポンプエリアの方だけはとりあえず片付けましようってことなんでそこだけちょっともし心づもり分って教えてください。
0:55:29	はいすいません規制庁のようなですとりあえず半までには終わらせるようなイメージを持ってまして、
0:55:36	回数屋外のところは、今とりあえずある程度終わったので、住む③番のところちょっと確認はしません。基本的な屋外のところは終わったので、またちょっとグレーチングのところの話に。
0:55:48	30分ぐらいまでやるのかなというそういう印象を持っています。
0:55:56	モリヤです承知しましては、それはやっているってことです。了解しました。はい。すいません。ありがとうございます。すいませんサトウなんですけども、ナンバー3のところ、ちょっともう時間がないのであまり読み上げることはしませんが、
0:56:12	火災感知の目的として、
0:56:15	ここの括弧書きで書いてあることをしようとしているのかそれとも火災の感知以外のものが入ってしまっているのかってところ、ナンバー3のコメントNo. 3のところですね、関西電力の方から説明をお願いします。
0:56:30	田制力原子力事業本部クマクラでございます。コメントNo. 3のところなんですけれども、ご指摘いただいている点につきましては海水ポンプ間相互の火災による影響を限定するということが、
0:56:44	三つには火災の影響軽減に係る対策を指しているのではないかとということ、
0:56:49	だと思えますけれども、このアナログ式で内部構成型の相関式は区画内で火災の影響を限定することを目的に、保安水準①を満足できるよう、
0:57:00	消防法施行規則に準じて設置するものでございます。区画内で火災限定することが、東の目的でございますので、影響軽減と混同した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:11	誤解を招かないような記載に修正させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:57:16	はい、規制庁の今野です。それでは修正をお願いします。それでは屋外のエリアについてはここまでにしたいと思います。すみません森谷室長から屋外に関して、すみません。
0:57:27	何かあれば、すみません有賀ですけれどももうちょっと宿題でも投げてるかと思うんですけれども今回ストレナーの部分についてはあんまり感じの関係は手を入れない形かと思うんですが、そもそもストレナーがどんなもんかってイメージがまだちょっと掴みきれてないので。
0:57:47	わかるものというか断面になるのか平面なんかわかんないですけどちょっと、どうそれらの部分がどういったものなのかがわかるようなものをちょっとこれご提示いただければと思っておりますが関西電力さん大丈夫でしょうか。
0:58:02	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。海水ポーターのストレナーですね、わかるような資料を用意するようにしますので、そちらでよろしく願いいたします。
0:58:14	あんまりです私の方は以上です。
0:58:22	はいすみません規制庁の岩野です。今のモリヤからの
0:58:28	コメントに関してなんですけど工認の資料で関係するようなところがある場合は工認の資料のページ番号とかもす。
0:58:37	教えていただきますと幸いです。
0:58:45	はい。関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
0:58:50	設工認上の資料で、記載がある場合は、そちらについて、引用という
0:58:57	か、ページ数を、
0:58:59	記載するように、
0:59:00	いたします。
0:59:02	以上です。
0:59:02	すみません規制庁の岩根です。それではお願いします。次、続きましてナンバー4のところなんですけど、ちょっともう時間がないので、関西電力からの説明はちょっと省略を。
0:59:12	させていただいて、コメントのところの回答をお願いしたいと思いますまず、ナンバー4のところですね、1ポツのところグレーチングのところなんですけども、
0:59:26	空気がたまることを、
0:59:29	を想定して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:31	感知性能が発揮されると考えているのかそれともそうでないのかというところの回答をお願いします。
0:59:40	安西両原子力事業本部クマクラでございます。
0:59:44	グレーチング名の設置に関してなんですけれども、設置面に、空気が滞留しない場合においても、熱感知器及び煙感知器、これらの動作値を上回る、
0:59:55	温度であったりですとか煙濃度の空気流が、継続して、流通するような状況であれば、監視は可能というふうに考えてございます。
1:00:06	なおこの考え方につきましては、これまで議論させていただきました、放射線量が高い場所を含むエリアのうち、ダクト内に設置する場所。
1:00:16	における考え方とも、一緒なのかなというふうに考えてございます。
1:00:21	以上です。
1:00:23	すいません規制庁の岩根です。それは障防法の検定で求めている。
1:00:31	試験なりデモの試験なりで求めている、漢字の性能っていうのがあると思うんですけど、それと同じ性能が達成。
1:00:41	空気が貯まらなくても性能が発揮できるっていうそういう説明でしょうか。
1:00:56	反対電力原子力事業本部熊倉でございます。
1:01:00	消防法施行規則、
1:01:02	通り、あと、言われれば、そうではないというふうには考えてございますが、あくまでも同等水準で感知できるというふうには考えてございますそのため、保安水準①を適用して、
1:01:19	同等の保安水準保安水準を適用するというふうな考えに至ってございます。
1:01:24	以上です。
1:01:32	規制庁スズキです。こちら側から聞いていることも、
1:01:36	関西電力から説明されていることも多分言葉足らずで、お互いの共通認識が、このままじゃ取れないのでちょっと私から補足できますけれども、
1:01:48	今の説明は、資料2の、
1:01:53	別紙5-2の方の、火災プルームの連行を考慮した天井ジェット温度予測。
1:02:01	これに基づいて、感知器の設置する感覚を、
1:02:05	狭めるので、その火災プルームの中においては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	漢字性能は消防法施行規則で設置した場合と変わらないはずだというふうに説明をしようとしているというふうに私は理解してるんですけども。
1:02:19	そういう理解でよろしいですか。
1:02:25	安齋電力原子力事業本部熊倉でございます。私の言葉足らずの、
1:02:31	目がありまして申し訳ございません。真野スズキ様がおっしゃっていただいた。
1:02:35	通りの認識でございます。
1:02:39	規制庁規制庁数は、大丈夫か関西電力説明終わりましたか。
1:02:45	すいません以上です。はい。規制庁都築です。
1:02:50	今のお話は先ほど私が少し前にピッチを狭めてっていうことですので、そのピッチがやっぱり重要で、そこについては関西電力は、
1:03:03	立地ではなく面積で2分の1にするという説明をされていて、その面積が2分の1が妥当であることが非常に重要であると、そういう認識でよろしいですか。
1:03:24	はい。関西電力吉田でございます。感知機能必要工数というのは感知面積当たりの感知面積から算出されますんで、この換地面積を半分にすると。
1:03:38	というのが今の当社からの説明でございます。鈴木さんがおっしゃるように、この半分の妥当性、これが重要という認識は、こちらも持っております。
1:03:53	規制庁都築です。論点わかりましたので、そこについては今後確認していくということで、
1:04:00	ちょっと待ってくださいね。
1:04:23	はいすいません規制庁の今野です。
1:04:26	次のポツですけど、すみません光ファイバーと空気吸引式の煙感知器について、その紙等を資料の2-230。
1:04:37	すいません、資料1の8ページのところに、
1:04:42	表が載ってますけども、
1:04:47	そうですねすいませんポツの内容そのままですね、光ファイバーと空気吸引式の煙感知器の使用できる天井高さを説明してください。
1:05:05	関西電力原子力事業本部、熊倉です。
1:05:08	ファイバーケーブルにつきましては、サトウ分布型の熱感知器と同様でございますので、15メートル未満と考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:17	また、煙吸引式の方の感知器ですけれども、こちらメーカーに確認したところ、アナログ式の煙感知器の 2 種に準ずるものと、
1:05:28	ということにして、こちらについても 15 メートル未満。
1:05:31	というふうに考えてございます。そのため、パワーポイントの資料。
1:05:36	なおパワーポイントの資料なんですけれども、
1:05:40	こちらについてはちょっと見直しを、
1:05:42	必要な部分につきましてはさせていただきたいと思います。
1:05:46	以上です。
1:05:50	はい。規制庁の今野です。それでは資料の修正をお願いします。続きましてナンバー5 のところですけど、すいませんこれも認識が合ってるのか、同じ認識がどうかというところのまず 1 行目のところ。
1:06:04	説明を説明をさせ、確認をさせてください。
1:06:15	関西への原子力
1:06:17	の本部でございます。熊倉でございます。コメントNo.の 5 うなんですけれども、認識は同じでございます。
1:06:28	以上です。規制庁の岩野です。承知しました。そうすると、5 センチ超えているので、煙感知器は使えないとそういう説明をしようとしているということで、承知をしました。
1:06:45	すいませんここまでで煙管グレーチングのところについては、確認が、グリスの確認が終わったんですけども、ちょっと守屋室長の方から何かあればお願いします。
1:07:00	えっと今んところの範囲について、県内です。はい。
1:07:05	はい、承知しました。ありがとうございます。
1:07:16	はい、承知しました。すいませんじゃ、ちょっと、えっとですね。
1:07:20	ナンバー6 のところですね、具体的なページ番号だけ示していただいてもよろしいでしょうか。
1:07:33	半裁輪の原子力事業本部クマクラです。
1:07:36	具体的なページ番号なんですけれども、資料の 2-168 ページ。
1:07:43	こちらの第 3-2-2。
1:07:46	の図ですね、こちらの方を修正させていただきました。
1:08:05	ちょっと引き続いた。
1:08:12	はい。規制庁の今野です。今の 1 ヶ所変更者を修正し適正化した場所は今の 1 ヶ所だけということで、承知をしました。
1:08:23	続きまして 7 番目のところですけど、マイクで、関西電力吉澤でございませうけれども、今の修正箇所は、1 ヶ所だけではなくてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:35	166 ページの、また以降の文章の部分。
1:08:41	も修正しております。
1:08:45	はい、わかりました。今の 2 ヶ所だけでよろしいでしょうか。
1:09:05	関西電力吉澤でございます。
1:09:08	資料 2 の 166 ページと 168 ページ。
1:09:15	を修正しております。あと、
1:09:33	はい。規制庁の岩野です。今説明していただいた 2 ヶ所のページについて修正したということで承知をしました。
1:09:41	あとすいません 7 番目のところですが、
1:09:46	すみませんまたこれも読み上げはしませんが、そのように判断して分類しているというふうに理解してよろしいでしょうか。これも関西電力の方から説明をお願いします。
1:09:59	関西電力の竹田でございます。7 番のコメントにつきましては、資料 2 の 50 ページ。
1:10:07	の方に該当する記載がございます。下から 8 行目のところに記載あります通り、
1:10:17	OD基準書。
1:10:19	に基づき、設計を行ってもらうと。
1:10:23	して、AとBとEがこれが該当するということをここで記載してございます。
1:10:34	工事基準書に記載されているものでございますので、総合保養の運用におきましても、実務上の火災予防に対して支障がないと。
1:10:43	いうふうに認められているという認識でございます、ここで整理しているものでございます。
1:10:49	あと 50 ページの記載ですけれども、ここで配置図の作成上特記すべき事項、
1:10:56	とあと工事基準書。
1:10:58	あと、放射線科高い場所を含むエリア等で、個別の設計という三つの方でご説明しているんですけども、それぞれ特記すべきものは、C、D、G時該当しまして、
1:11:12	工事基準書に基づき設定を行ったものにつきましては、B委員。
1:11:18	その他の個別の設計につきましては、HからN2 までが該当するものになります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:11:31	すいません。衛藤。まずちょっと確認したいのが、これは火災防護審査基準の2.2.1の(1)の②に適合するものとして分類しているのかそれとも、
1:11:44	早産ないものとして分類してるのかっていうところを確認させてください。
1:11:51	関西電力吉田でございます。このABについては、火災防護審査基準2-2-1(1)②に適合すると判断しております。
1:12:04	はい。規制庁の岩根ですありがとうございます。その上でそれを判断したのはその、
1:12:11	原子炉施設の安全に支障がないことを確認したの、した上でした。したため、そういう判断をしているのかそれともその判断、その確認というです。支障がないことの確認というのは、
1:12:24	やっていないのかどうかっていうところを確認させてください。
1:12:31	はい。関西電力吉澤でございます。減少施設安全に支障がないかどうかというよりは、日本火災感知工業会が発行している工事基準書。
1:12:44	これに基づく設計であるというところで、消防法施行規則、
1:12:50	喰うに基づくものと、いうふうに判断したということでございます。
1:12:58	はい、規制庁のようです少々お待ちください。
1:13:16	はい。規制庁の岩野です。そうするとですね、
1:13:21	次回以降の資料で良いので、原子炉施設のB、C留意点のABについて、原子炉施設の安全に支障がないことを、説明して、資料の方に
1:13:35	資料、資料の方で説明をしてください。
1:13:43	はい。関西電力現職事業本部牛島でございます。今その後、コメントにつきまして了解いたしました。以前規制委員会でもですね、この件について、ちょっと議論があったと認識してございますので承知いたしました。
1:13:58	はい。うん。
1:14:00	はい。規制庁の岩野です。承知しました。では資料の方よろしくお願ひします。ここまでで森谷室長の方から何かあればお願ひします。
1:14:08	すいません全体全体通してお願ひします。
1:14:12	今のところ特にないのであり、次回の資料を待ちます。
1:14:19	はい。はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。関西電力の方から何かあればお願ひします。
1:14:26	はい。関西電力現職事業本部でございます。本日いただいたコメントを資料に反映して、また提出させていただきたいと思っております。段取り等もしこの後あるんであればよろしくお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:39	はい。規制庁の岩野です。それでは、資料のスケジュールについては後程担当者を通じて、めどとかをご連絡いただけますと幸いです。
1:14:51	関さんから最後何かよろしいですか。はい。すいません。ありがとうございます。それではすいません。これでヒアリングちょっとをせず日休みをしまして申し訳なかったんですけども。
1:15:02	これでヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:15:08	ありがとうございました。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。